2026.10.30

自治体備蓄促進に向けた調査検討業務
官民連携分科会（第1回） 説明資料

本日のアジェンダ

官民連携分科会(第1回):2026年10月30日(金)

※備蓄の「減算」(必要備蓄量から差し引ける量)について、現状と課題を共有したうえで、5つの連携ごとの考え方について意見交換する

議事	ゴール	ページ
委員紹介	分科会委員の確認	3
本日のテーマと進め方	本日の議論の進め方の確認	4
第1回のゴール	本日の到達点の確認	5
① 現状の共有	アンケート結果・連携の仕組み・法令上の位置づけの共有	6～12
② 検討会コメントを踏まえた課題の整理	分科会で議論したい論点の確認	13～14
③ 減算できる連携の整理と意見交換	5つの連携ごとの減算の考え方について意見交換	15～24
今後の進め方	今後のスケジュールと委員へのお願いの確認	25

官民連携分科会

委員名簿（官民連携・都道府県と基礎自治体の役割分科会）

No.	分類	所属・役職	氏名
1	学識経験者	ひょうご震災記念21世紀研究機構 研究戦略センター 研究調査部長	**行司 高博**
2	地方公共団体（県）	徳島県 病院局 経営改革課 課長	**唐渡 茂樹**
3	地方公共団体（市町村）	能登町 総務課 危機管理室長	**道下 政利**
4	物流事業者	一般社団法人AZ-COMネットワーク 組織拡大本部 部長	**菅原 潤一**
5	小売事業者	生活協同組合コープさっぽろ	**成田 智哉**
6	小売事業者	スギホールディングス株式会社	**宮西 征揮**
7	食品メーカー	日清食品ホールディングス株式会社	**宝田 剛**
8	防災関係団体	SGH防災サポート財団	**山本 健人**

オブザーバー（親会委員）

東京大学先端科学技術研究センター 教授　　廣井　悠　委員
防災科学技術研究所 客員研究員　　宇田川　真之　委員
倉敷市企画財政局情報政策部情報政策室　主幹　　高槻　直樹　委員

本日のテーマと進め方

本日のテーマ：連携による必要備蓄量の減算

自治体が自ら備える必要備蓄量のうち、県・他の市町村・住民・企業との連携で確保が見込める分を差し引いて考えること。
本日は「どの連携を、どの条件なら差し引けるか」について、それぞれのお立場からご意見をいただきます。

【前提】
・想定避難者は避難所避難者を中心に避難所外も考慮
・減算Qのうち「住民備蓄」について、避難者（避難所）持参分など災害時に実際に利用可能と見込めるものを減算対象として検討

本日は結論を出しません

- 幅広いご意見・事例・懸念を伺い、議題（減算：Q1～Q5）ごとに整理します
- 整理結果は検討会に報告し、最終的な判断は検討会で行います

ご発言のお願い

- 「この条件ならできる」「ここが難しい」など、**できない理由も併せてご提示いただくようお願い申し上げます**
- 他の方のご意見への補足も歓迎します

ご参加の皆様へ

- オブザーバーの方は終盤の補足枠でお願いします
- 傍聴の方はご発言をお控えいただき、ご意見は会議後に事務局へお寄せください

官民連携分科会 第1回のゴール

① 現状の共有

- **アンケート調査結果（関連部分）**
  ⇒ 官民連携・協定・流通備蓄、都道府県と市町村の連携に関する回答を共有
- **関連する法令・通達等**
  ⇒ 分科会テーマ（官民連携、都道府県と基礎自治体の役割）に関わる法令・通達等を確認
- **自治体間連携・都道府県の考え方**
  ⇒ 自治体どうしの助け合いの6パターン、都道府県と市町村の備蓄の分担を整理

② 検討会コメントを踏まえた課題の整理

- **減算の条件**
  ⇒ 数量・到着時期・輸送手段など、確実に届くと言える条件は何か
- **都道府県の役割**
  ⇒ 県の備蓄で市町村の不足分をどこまで補うか
- **協定の中身**
  ⇒ 数量の約束の有無、費用・配送の負担、訓練など実効性をどう高めるか
- **減算の方法**
  ⇒ 必要量から差し引く量（Q）として扱う（前回検討会の整理）

③ 減算できる連携の整理と意見交換

- **減算要素の5分類**
  ⇒ 県の割振り・市町村間・住民備蓄・協定・契約の5つ（Q_1～Q_5）に分けて整理
- **分類ごとの条件（案）**
  ⇒ どの連携を、どの条件で減算の対象とするか
- **県備蓄の分担のしかた**
  ⇒ 品目・数量で分担、割合で分担、交付金等で支援の3つで整理

第1回は「現状と論点の整理」。**減算できる連携の範囲と条件**についてご意見をいただく

自治体アンケートの概要と結果のまとめ

今回新たに実施した調査

調査内容
全国の都道府県・市区町村に、備蓄物資の数量の考え方や、民間企業・他の自治体・都道府県との連携の状況をアンケートで調査

実施期間
2026年10月5日(月)～10月20日(火)
※10月22日到着分まで集計

回答数
都道府県 24件(対象47・回答率51%)
市区町村 821件(対象1,741・回答率47%)

調査結果のまとめ(3つの連携の現状と課題)

① 民間企業との連携
協定・契約による物資の調達

- 災害時に企業の在庫を調達する協定を、回答した市区町村の74%・都道府県の92%が締結
- 協定の内容は「店舗・倉庫の在庫を活用」(70%)、「発災後に優先して調達」(56%)が中心(複数回答)
- 企業が平時から災害用に物資を保管する協定は1割程度

課題
協定があっても、発災時に「何が・どれだけ・いつ届くか」が決まっていない場合が多い

② 自治体間の連携
他の自治体との物資の融通(シェアリング)

- 他の自治体と物資提供を含む協定に参加:回答した市区町村の37%、都道府県の67%
- 市区町村は「同時に被災しにくい遠方の自治体との協定」(48%)、都道府県は「近隣の都道府県との広域応援協定」(65%)が最多
- 対象品目は食料・飲料水が中心

課題
融通する品目・数量・到着時期は協定ごとに異なり、備蓄量として見込む根拠になりにくい

③ 都道府県との連携
都道府県から市区町村への物資支援

- 回答した市区町村が県の応援物資が届くまで自らの備蓄で対応できる期間は「3日」が54%、「1日以内」も28%
- 回答した都道府県の半数(12/24団体)は自らの備蓄が必要量に達していない

課題
県の物資供給は市区町村の要請に応じて行う仕組みで、何が・どれだけ・いつ届くかは事前に決まっていない
県と市区町村の備蓄の分担も県ごとに異なる

出典:備蓄物資に関するアンケート

流通備蓄（民間企業との協定）の締結状況と内容

流通備蓄の協定を締結している割合

市区町村	都道府県
74%	92%
607 / 821団体	22 / 24団体

用語の説明
流通備蓄：協定や契約に基づき災害時に企業在庫から物資を調達

消費寄託：自治体が購入した物資を、企業が入れ替えながら数量を維持する。保管は企業施設（企業備蓄）または自治体施設（行政備蓄）

【流通備蓄の類型】

行政備蓄（消費寄託）	企業備蓄（消費寄託）	流通在庫活用（非消費寄託）
・自治体が購入し自治体施設で保管 ・企業が入れ替え、自治体判断で払い出し ・届けやすいが、量は施設の広さ次第	・自治体が購入し企業施設で保管 ・自治体の要請で払い出し ・品目は充実しているが、輸送・受け入れに依存	・企業の通常在庫内で契約数量を確保 ・自治体の要請で払い出し、対価を支払う ・品目は充実しているが、物流停止・在庫変動のリスク
例：政令市×全国チェーンのドラッグストア	例：政令市×地域の生協など	例：県×大手食品メーカー

協定の内容（複数回答）

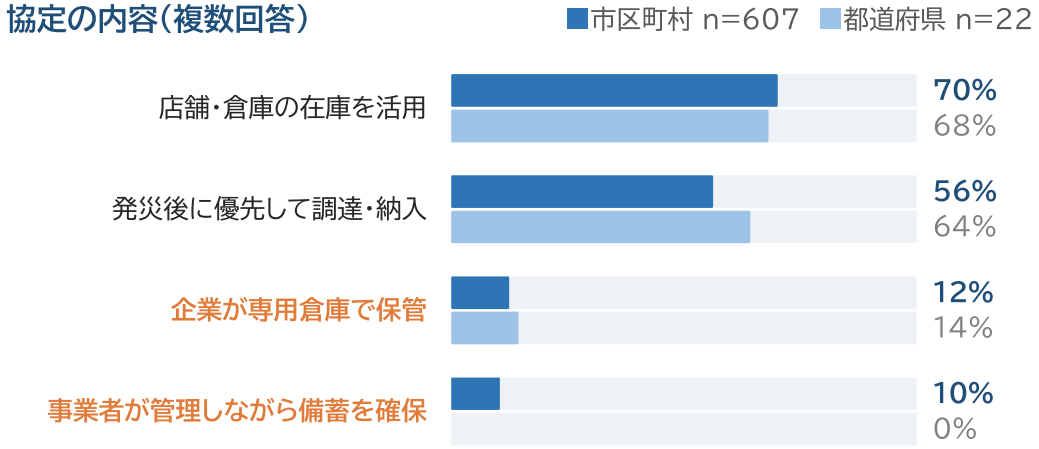

協定の対象品目（市区町村）：食料 78%、飲料水 77%、トイレ用品 47%、生理用品・ペーパー類 46%

ポイント

- 協定の多くは、企業の店舗・倉庫にある在庫や、発災後の優先調達に頼る内容（**数量の約束がなく、左の3類型には当てはまらない**）
- **平時から災害用に数量を確保している協定**（グラフのオレンジ2項目。**左の3類型に当てはまる**）は市区町村・都道府県とも**1割程度**
- 対象品目は食料・飲料水が中心

流通備蓄の協定は7割超が締結。ただし数量を確保している協定は1割程度

自治体どうしの助け合いの仕組み（6つのパターン）

ポイント：「相手との距離（同時に被災しやすいか）」と「つながりのきっかけ（地域・県・交流・同じ立場）」

分類		名称	特徴	代表的な事例（物資提供を明記）	物資支援のメリット	デメリット・注意点	災害時の届きやすさ
県内で助け合う	①	**近隣圏域連携** 近くの自治体と組む	生活圏が同じ近隣市町村で物資・資機材・職員を融通	・静岡県東部18市町の相互応援協定	最も早く届く 平時から共同訓練しやすい	同じ災害で一緒に被災しやすい 各自の対応で手一杯	△ 局地災害なら早いが、広域災害では動けないおそれ
	②	**県内遠隔連携** 県内の離れた自治体と組む	沿岸と内陸など被害の出方が違う県内の相手と組む	・下田市×静岡市清水区（食料・水等） ・沼津市	県の調整も受けやすい 同時被災のリスクを下げられる	県全域の被災時は機能しにくい 職員派遣中心の例も	○ 片方だけの被災なら早めに届く。県全域被災では弱い
県外と助け合う	③	**県外個別連携** 県外の自治体と1対1で組む	友好・姉妹都市など交流のある県外自治体と1対1で協定	・南アルプス市 × 穴水町 （能登半島地震で備蓄物資を搬送）	同時に被災しにくい 要請を待たずに動ける	遠くて輸送に時間がかかる 品目・量は未定が多い	○ 支援側は無事な見込みが高いが、輸送に日数がかかる
	④	**県外グループ連携** 複数の県外自治体で組む	交流でつながる複数の県外自治体が束になって支える	・自治体スクラム支援会議 ・8都道県10自治体による災害時相互応援協定（東京都狛江市、北海道芦別市ほか）	支援の量・種類が増え、1団体が動けなくても補える	参加自治体間の調整役が必要 平時の交流が前提	○ 支援は途切れにくいが、遠方で3日以内の到着は輸送次第
	⑤	**同規模都市ネットワーク** 同じ立場の都市で組む	人口規模や立場が近い都市が全国・ブロック単位で応援	・21大都市災害時相互応援協定（東京都＋全指定都市） ・九州九都市災害時相互応援協定	応援先を確保しやすい 必要な支援を分かり合える	品目・量・時期は未定 小さな町村は参加しにくい	○ 応援先は確保しやすいが、中身は発災後の調整次第
備蓄まで共有する	⑥	**遠隔共同備蓄** 遠くの自治体と備蓄を共有	遠方の自治体と共同で備蓄し、被災していない側が配送を担う	・立川市×寝屋川市「災害アライアンス」（共同備蓄など）	備蓄の量・費用と、被災側の発注負担を減らせる	保管場所・費用分担のルールが必要 運用実績はこれから	○ 送り方まで決定済みだが、3日以内の到着は輸送次第

届きやすさ ○ 中（支援側は残るが、中身や3日以内の到着は事前の取決め・輸送手段次第） △ 低い（同時被災で支援側も動けないおそれ）

※どの形も品目・数量・到着時期まで決めた協定は少なく、備蓄量から差し引くにはこれらの事前合意が必要

市区町村の55%（304／549団体）が他の自治体との物資協定・枠組みに参加。最も多いのは遠方の自治体との個別協定（145団体）

【参考】国・都道府県の備蓄の考え方（前回検討会資料より抜粋）

■ 都道府県の考え方（主な例）

- 都道府県と市町村の役割分担は都道府県ごとに異なり、地域の被災リスクを反映した方針もみられる（全国の整理は調査中）

■ 国の考え方（プッシュ型支援）

- 発災当初に、国が要請を待たずに必需品（基本8品目等）を被災地へ緊急輸送する仕組み（応急対策の物資は自治体備蓄が基本）
- プッシュ型支援は不足時の補完で、常に行われるものではない

鳥取県

県と全市町村があらかじめ品目と量を分担して持ち合い、被災していない市町村が被災した市町村を応援する
⇒市町村は個人向けの22品目を人口比で分担し、県は大型資機材を持つ

大阪府

府と市町村がそれぞれ最大被害の災害を想定し、重点11品目の3日分を原則1:1で分け合う

和歌山県

緊急輸送ルートができるまでの3日間を、住民・市町村・県で1日分ずつ分ける1:1:1

東京都

帰宅困難者対応（東京都）
→企業や一時滞在施設への備蓄により、発災後の一斉帰宅を抑制

静岡県

県は現物を持たず、交付金で市町の3日分の備蓄を支える

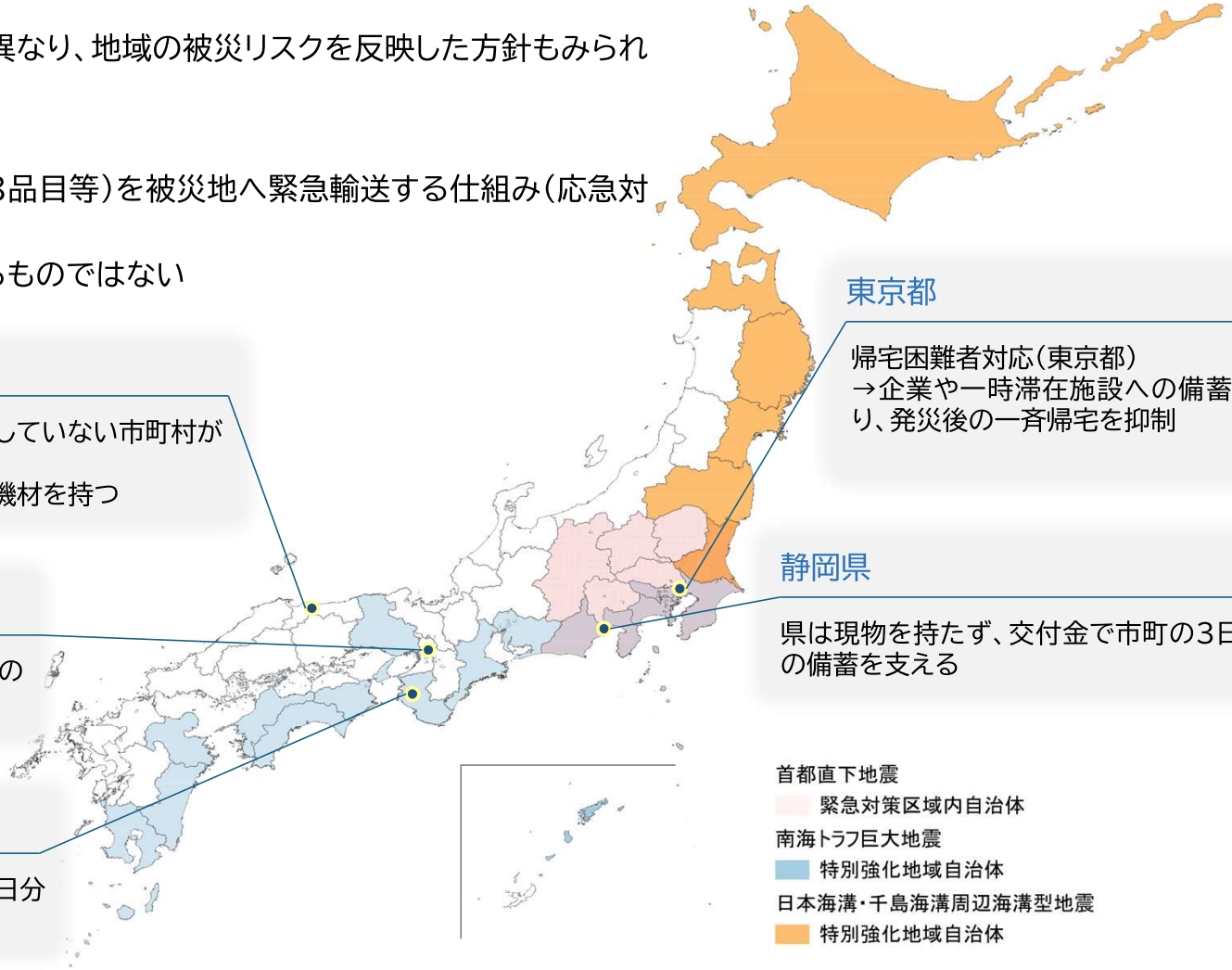

市町村の備蓄を支える連携の仕組み

区分		名称	仕組み	物資の場所	持ち主	数量の約束	懸念
官民連携	流通備蓄	**行政備蓄**	流通備蓄＋消費寄託 企業から自治体が購入	自治体	自治体	あり	費用／保管容量
		企業備蓄		企業	自治体	あり	費用／輸送・受け入れ
		流通在庫活用	流通備蓄＋ローリングストック（非消費寄託） 企業から自治体が購入	企業	企業	あり	費用／在庫変動／物流停止
自治体間連携	県＋管内市町村	**分担備蓄** 例：鳥取県／大阪府・和歌山県	県と市町村で必要量を分担 鳥取：品目・数量／大阪・和歌山：割合	県・市町村	それぞれ	あり（分担量）	県の保有量・配送（分担どおり届くか）
		財政支援 例：静岡県	県は現物を持たず、交付金等で市町村の備蓄を支援	市町村	市町村	—（予算次第）	県が現物で補えない
	県内市町村	**①近隣圏域連携** 例：静岡県東部18市町	県内で比較的近隣の市町村が協定で物資・資機材を融通	各自治体	協定先自治体	なし（原則）	同時に被災しやすい
		②県内遠隔連携 例：下田市×静岡市清水区	県内でも比較的遠方（被害想定が異なる市町村）と連携	各自治体	協定先自治体	なし（原則）	県全域の被災で機能しにくい
	県外市町村	**③県外個別連携** 例：南アルプス市×穴水町	友好・姉妹都市などと1対1で協定	各自治体	協定先自治体	なし（原則）	輸送時間・輸送手段
		④県外グループ連携 例：自治体スクラム支援会議	複数の県外自治体が束になり、被災した1自治体を支える	各自治体	協定先自治体	なし（原則）	調整役が必要
		⑤同規模都市ネットワーク 例：21大都市協定	規模・立場が近い都市が全国・ブロック単位で応援	各自治体	協定先自治体	なし（原則）	何がいつ届くかは発災後次第
	備蓄まで共有	**⑥遠隔共同備蓄** 例：立川市×寝屋川市	遠方の自治体と共同で備蓄し、無事な側が配送	共同の保管場所	参加自治体	あり	費用分担のルール／先行事例が少ない

連携の形によって、物資の場所・持ち主・数量の約束の有無が異なり、減算できるかどうかの判断も変わる

家庭内備蓄の公的備蓄への反映状況

（アンケートより）
家庭内備蓄（住民・各家庭による備え）を、公的備蓄の数量算定に見込んでいるか

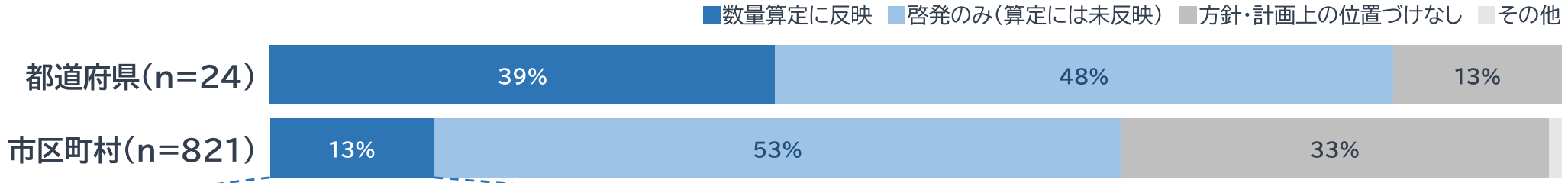

数量算定に反映している市区町村（n=104）が見込む量

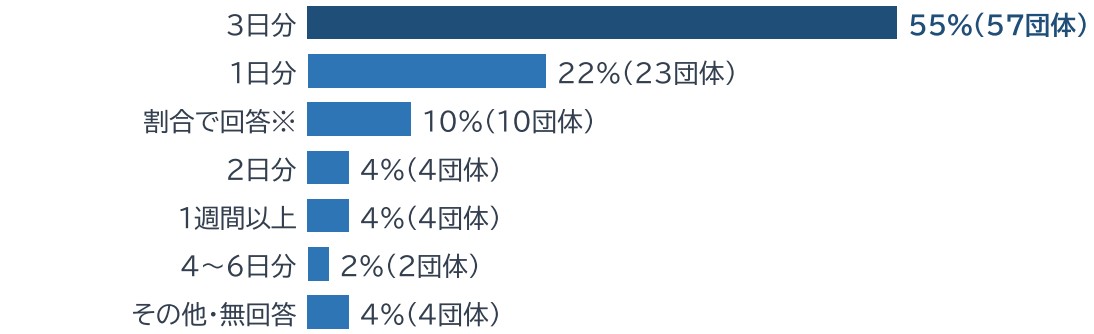

※日数ではなく割合で回答（例：避難者の30%、必要量の40%）

ポイント

- 見込む量は、市区町村・都道府県とも「3日分」が最多
- 都道府県（n=9）の内訳は3日分 6団体、1日分 3団体
- 市区町村の33%（272団体）は方針・計画上の位置づけなし

家庭内備蓄を数量算定に反映している市区町村は13%（都道府県39%）。市区町村の過半は啓発のみ
👉扱いは自治体ごとに異なり、考え方の整理が必要（詳細はP20以降）

出典：備蓄物資に関するアンケート（実施期間：2026年10月5日～10月20日（10月22日到着分まで集計）／回答：都道府県23件・市区町村821件、テスト回答と都道府県向け調査に寄せられた町の回答1件を除く）

法令・計画における連携の位置づけ

区分	法令・計画の主な記載（根拠）	どう書かれているか
官民連携 （流通備蓄・流通在庫活用）	・災対法 第49条の3（物資供給事業者等の協力を得るための措置） ・防災基本計画 第2編第1章第6節（災害応急対策への備え）、第2編第2章第7節（物資の調達・供給活動）	・平時から協定等で事業者の協力を確保するよう「努める」 ・平時から物資調達・供給体制を整備し、災害時は備蓄物資や外部からの調達等で必要物資を確保する
自治体間連携 （相互応援協定・知事会の広域応援協定）	**① 自治体どうしの相互応援協定** ・災対法 第5条の2（地方公共団体相互の協力） ・第49条の2（相互応援協定の締結等の努力義務） ・第67条（市町村から他の市町村への応援の要求） ・第86条の17（備蓄物資等の供給に関する相互協力）	・地方公共団体間の相互協力を努力義務として規定 ・平時からの相互応援協定締結や共同防災訓練等を促進 ・市町村は他の市町村に応援を要求できる ・災害時の備蓄物資等の供給に関する相互協力を規定
	② 都道府県間の広域応援（知事会の協定など） ・災対法 第74条（都道府県から他の都道府県への応援の要求） ・全国知事会・ブロック知事会（北海道東北、関東など地域ごとの知事会）の広域応援協定 ・総務省「応急対策職員派遣制度」（行政機能を支える人的応援）	・都道府県は他の都道府県に応援を要求できる ・知事会の協定で、人員・物資等の応援を調整 ・応急対策職員派遣制度は罹災証明書発行等の人的支援が中心 →物資の数量・到着時期までは定めていない
国からの物資供給 （要請を待たない供給）	・災対法 第86条の16第2項（要請を待たない物資供給） ・第49条の2第2項（国の応援体制の整備・強化）	・備蓄物資等が不足し緊急を要する場合、要請を待たずに必要な物資等の供給措置を講じることができる ・国による地方公共団体への応援体制の整備・強化

法令は官民・自治体間の連携体制の整備を求めるが、連携による供給量を備蓄必要量から差し引く統一的な基準は確認できない

出典：災害対策基本法（令和7年法律第51号による改正後）、防災基本計画、総務省「応急対策職員派遣制度」等
※条番号は改正に伴い変動しているため、第1回分科会までに最新条文で確認のうえ確定（事務局確認中）

前回検討会での主な議論

論点	主 な 意 見
協定の実効性	・内容には濃淡があり、棚卸しが必要。 ・数量の約束がない協定が多く、契約と違って確実に届くとは言えない。
減算の条件	・確保できる数量、輸送手段、到着時期の確認が必要。 ・発災時の調達条件の確認も必要。
県備蓄の配分	・県備蓄を市町村にどう配分するか、県・市町村で共有する場が必要。 ・熊本地震では集約に時間がかかり、国が要請を待たずに送る支援の方が早かったとの指摘。
減算の方法	・和歌山県・大阪府の「割合で分担するケース」を、必要量の計算式においてどこで反映するか 計算式：必要量 ＝ 人数 × 1人1日あたりの量 × 日数（D）－ 減算量（Q） Dで反映：市町村が備える日数を減らす（例：和歌山県は3日分のうち1日分） Qで反映：県が持つ量を、市町村の必要量から差し引く ・Dで反映する場合、対象者別などの細かな調整が難しい。

・減算には、**数量・輸送・到着時期**を確認できる仕組みが必要
・協定の有無ではなく、**実際に物資が期日（発災～3日目）までに届く内容か**が重要

分科会で議論したい論点（委員コメントの整理）

テーマ	議論してほしいこと（議論ポイント）	委員の意見・コメント
減算の条件	・数量・到着時間・供給の継続性・同時被災時の確実性（熊本県 藤本委員） ・流通備蓄の場合に減算を認める条件（能登町 道下委員） ・減算対象となり得る協定の詳細（倉敷市 高槻委員） ・民間倉庫・流通備蓄の線引き（例：道路遮断時を除き、3日以内に届く立地）（小倉委員）	・協定があるだけで減算せず、確実に見込める量に限るべき（熊本県 藤本委員） ・超広域災害では、外部調達や国の支援が十分に機能しない恐れ（熊本県 藤本委員）
都道府県の役割	・市町村の備蓄の不足分を県が補う役割の明確化（行司委員） ・国・県の備蓄で市町村分をどこまで補うか（熊本県 藤本委員） ・自治体連携の区別（県、県内自治体、県外自治体）（能登町 道下委員） ・先進県のモデルケースや、県・市町村間で備蓄の無駄が出ない仕組み（能登町 道下委員・行司委員）	・都道府県は現在、市町村の進捗管理にとどまっている印象（行司委員）
協定の中身	・提供は必須か、数量の約束なしか／無償・有償の範囲／配送の負担者（行司委員） ・小さな市町村の優先順位の確保（行司委員） ・備蓄・スペース・輸送・荷役ごとの協定締結の促進、特に地方の中小自治体（菅原・倉敷市 高槻委員） ・実効性を高める事前計画・訓練（菅原委員）	・都道府県や大都市が優先され、小さな市町村が後回しになっている（行司委員） ・計画・指揮・予算は自治体、実行は民間など、役割分担を事前に決めておく（菅原委員） ・民間倉庫を平時の備蓄と災害時の輸送拠点に兼ねれば、搬出しやすい（小倉委員）

議論ポイントは「減算の条件」「都道府県の役割」「協定の中身」の3つ。各論点はスライド20～24で扱う

【参考】必要備蓄量の計算式の構造（前回検討会資料より抜粋）

前回の確認事項　検討項目①

・式はシンプルさを優先し、**標準式＋自治体の裁量**を持たせる形でよいか
・国が決める範囲と自治体が選べる範囲の線引き

基礎計算式（素案）Q_i：自治体が備えるべき必要備蓄量（i：品目）

$$Q_i = N \times C_i \times (D_{base,i} + D_{add}) \times R_{climate,i} - Q_{red,i}$$

国が示す標準値

全国共通で機械的に算定

Ci：1人1日あたりの必要量

Dbase：備蓄すべき基本日数（3日または7日）

※Ciは各種ガイドから引用
※基本日数は品目ごとに設定（R7年度整理済：一般品目3日／要配慮者対象品目7日／耐久品は日数を乗じない）

想定避難者数（N）

国が方針を示す

ご意見　検討項目②

A）想定最大規模災害を対象に設定
B）実績避難率を採用
C）人口の一定割合

対象範囲
避難所避難者を中心に、在宅避難等の避難所外避難者も考慮

各種変数

自治体が設定

Dadd：追加日数（日数を足す）
外部支援到達遅延・孤立リスク等に基づき設定

Rclimate：気候補正係数（係数を掛ける）
寒冷地・猛暑地域の条件に基づき設定

設定方法：対象項目のチェックもしくはフローチャートなどで決定

減算要素

条件に応じて自治体が設定

Qred：減算要素
（避難所）避難者持参分等、官民連携、自治体間連携などによる必要備蓄量の減算

ご意見　検討項目③

減算条件をどう考えるか

※Qredにおける【住民備蓄】の扱い　家庭内に存在する備蓄量を一律に差し引くのではなく、
避難所避難者が持参する備蓄を基本に、実際に利用可能と見込める分を「（避難所）避難者持参分等」として考慮

ここからの進め方（減算できる連携を5つに分けて検討）

必要備蓄量の計算式のうち「差し引く量（Q_{red}）」を、連携の相手ごとに①～⑤の5つに分けて検討する

連携で物資が届く見込みがあれば、その分だけ市町村が自ら備える量を減らせる。ただし、差し引けるのは「発災～3日目までに確実に届く」と示せる量に限られる。

①～⑤を1つずつ取り上げ、「何を対象とするか」「どの条件なら差し引けるか」を整理したうえで、ご意見をいただく。

自治体間連携 ① 分担備蓄 Q_1

■ 連携の相手
都道府県と管内の市町村

■ 差し引ける量
県が備蓄する物資のうち、その市町村の分として品目・数量が決まっている量

■ 差し引くための条件
分担の割合や数量を県と市町村で取り決め、届け方まで決まっていること

自治体間連携 ② 市町村間連携 Q_2

■ 連携の相手
県内の離れた市町村、県外の市町村

■ 差し引ける量
協定で品目・数量を明記し、被災時に送ってもらえる量

■ 差し引くための条件
同時に被災しにくい相手で、輸送の手段と時間の見込みが立っていること

自助 ③ 住民備蓄 Q_3

■ 対象
避難者（避難所）持参分、自主防災組織・地区

■ 差し引ける量
計画への明記や住民調査などで、備えていることの根拠がある量

■ 差し引くための条件
根拠のある分だけを対象とし、見込み率をかけて控えめに見積もること

官民連携 ④ 企業との協定 Q_4

■ 連携の相手
企業（流通在庫の活用など）

■ 差し引ける量
協定で、災害時に確保して市町村に回すと明記した在庫の量

■ 差し引くための条件
在庫の変動や物流の停止があっても、確保できる量であること

官民連携 ⑤ 企業との契約 Q_5

■ 連携の相手
企業（倉庫を使う契約、引渡しの契約）

■ 差し引ける量
契約で、災害時に引き渡すと約束した量

■ 差し引くための条件
保管場所・数量・引渡しの方法が契約で決まっていること

減算要素（Q_{red}）の5つの分け方（案）

ご意見　検討項目④　減らす量を連携の形ごとに5つに分け、それぞれ「どの条件なら減算できるか」を示す

基礎計算式 $Q_i = N \times C_i \times (D_{base,i} + D_{add}) \times R_{climate,i} - Q_{red,i}$ の減算部分を分解

$$Q_{red,i} = Q_1 + Q_2 + Q_3 + Q_4 + Q_5$$

自治体間連携 ① 分担備蓄 Q_1	自治体間連携 ② 市町村間 Q_2	自助 ③ 住民備蓄 Q_3	官民連携 ④ 協定 Q_4	官民連携 ⑤ 契約 Q_5
対象 県備蓄の配分（鳥取・大阪・和歌山など）	**対象** 県内の離れた市町村・県外の市町村との協定	**対象** 避難者（避難所）持参分等、自主防災組織	**対象** 物資調達協定、流通在庫活用	**対象** 自治体の倉庫を使う契約、引き渡す数量を事前に決めた契約
減算の条件（案） ・品目・数量を事前に合意 ・輸送手段と到着時期が明確	**減算の条件（案）** ・同時被災しにくい相手 ・品目・数量を協定に明記	**減算の条件（案）** ・地区防災計画などに数量を明記 ・住民調査等の根拠がある	**減算の条件（案）** ・数量・優先供給・輸送を明記 ・発災時を想定した条件（数量・到着時間の実測など）での訓練で、期日までに届くことを確認　等 ・数量の約束がない協定は除く	**減算の条件（案）** ・引き渡す数量を契約で約束 ・保管場所・輸送手段が決まっている
条件付きで減算	条件付きで減算	根拠を示せる分のみ	要議論	減算可

減算の対象外
国のプッシュ型支援（4日目以降の補完）／都道府県間の広域応援・対口支援（数量・到着時期の事前合意がない場合）

判断の軸は「協定があるか」ではなく
「期日（発災～3日目）までに届くか」

減算要素の考え方 ① 分担備蓄（Q_1） 自治体間連携

県備蓄のうち「その市町村の分」として配分が決まっている量を差し引く

基礎計算式 $Q_i = N \times C_i \times (D_{base,i} + D_{add}) \times 補正 - Q_{red,i}$

$$Q_{red} = Q_1 + Q_2 + Q_3 + Q_4 + Q_5$$

対象となる連携

対象 **品目・数量で分担**
鳥取県：県と市町村が品目・数量を事前に分担

対象 **割合で分担**
大阪府（1:1）、和歌山県（1:1:1）

対象外 **交付金等で支援**
静岡県：物資は市町村が保有するため、市町村の備蓄として計上

減らす量の見込み方

Q_1 ＝ 県が当該市町村分として配分を合意した数量

割合で分担する場合でも「必要量×県の割合」ではなく、県が実際に持っていて配分できる量を上限とする

例（仮）：飲料水、避難者1万人、1人1日3L、3日分

必要量：1万人×3L×3日＝90,000L
県が当市分に配分できるのは20,000Lの場合
→ 差し引けるのは**20,000Lまで**
市が自ら備える量：90,000－20,000＝70,000L

減算の条件（案）

- 品目・数量を県と事前に合意している（備蓄計画等に明記）
- 県が実際に持っている量の範囲内
- 配置場所などが明確である

論点

1 県と市町村が割合で分担する場合（大阪府1:1、和歌山県1:1:1）、県が実際に持っている量が県の分担分より少ないとき、どこまで差し引けるか
2 県備蓄の「到着時期」をどこまで確認できれば減算を認めるか
3 県が市町村の不足分をどこまで補うか（県・市町村で備蓄の重複や不足が出ない分担の仕組み）

減算要素の考え方 ② 市町村間（Q_2） 自治体間連携

市町村どうしの協定のうち、期日（発災～3日目）までに確実に届く分を差し引く

基礎計算式 $Q_i = N \times C_i \times (D_{base,i} + D_{add}) \times$ 補正 $- Q_{red,i}$ の減算部分（Nは変えない）

$$Q_{red} = Q_1 + Q_2 + Q_3 + Q_4 + Q_5$$

対象となる連携

対象 **県内の離れた市町村との協定**
例：福岡県内の市町村間

対象 **県外の市町村との協定**
友好都市、21大都市協定など

対象外 **近隣の市町村との協定**
同じ災害で同時に被災しやすい

対象外 **数量・時期の定めがない広域応援**
例：現行の知事会の協定

※対象外でも、品目・数量・到着時期を事前に合意していれば条件付きで検討

減らす量の見込み方

Q_2 ＝ 協定先ごとに明記された提供数量の合計

数量の記載がない協定は含めない

例（仮）：飲料水、避難者1万人、1人1日3L、3日分

必要量：1万人×3L×3日＝90,000L
・県外の友好都市（協定に10,000L明記）→ **含める**
・県内の離れた市（協定に5,000L明記）→ **含める**
・近隣の町（同時に被災しやすい）→ **含めない**
Q_2＝10,000＋5,000＝**15,000L**
市が自ら備える量：90,000－15,000＝75,000L

減算の条件（案）

- 同じ災害で同時に被災しにくい相手
- 品目・数量を協定に明記
- 発災～3日以内に届く見込みがある（輸送手段を含む）

論点
1 「同時に被災しにくい」をどう判断するか（距離、被害想定の範囲など）
2 相手側も自らの備蓄から出すため、双方で同じ物資を当てにしていないかをどう確認するか

減算要素の考え方 ③ 住民備蓄（Q_3） 自助

避難者数Nは変えず、備蓄していることが計画等に明記されている分、または調査等の根拠がある分だけを差し引く

基礎計算式 $Q_i = N \times C_i \times (D_{base,i} + D_{add}) \times$ 補正 $- Q_{red,i}$ の減算部分

$$Q_{red} = Q_1 + Q_2 + Q_3 + Q_4 + Q_5$$

対象となる備蓄

対象 **避難者（避難所）持参分**
避難時に持参する食料・水など（住民調査等で備蓄状況を確認できる分）

対象 **自主防災組織・地区の備蓄**
地区防災計画などで数量を定めた備蓄

対象外 **呼びかけのみの備蓄**
備蓄量を確認できないもの

アンケート：住民備蓄を必要量に反映している市区町村は13%。見込む量は1日分～1週間以上と幅がある

減らす量の見込み方

$$Q_3 = N \times C_i \times \text{見込み日数} \times \text{見込み率}$$

地区の備蓄は、計画に明記された数量を用いる

例（仮）：飲料水、避難者1万人、1人1日3L、3日分

必要量：1万人×3L×3日＝90,000L
・避難者（避難所）持参分：調査で「住民の2割が1日分を持参」
　1万人×3L×1日×20%＝6,000L
・地区の備蓄：計画に明記された2,000L
Q_3＝6,000＋2,000＝8,000L
市が自ら備える量：90,000－8,000＝82,000L

減算の条件（案）

- 地区防災計画などに数量を明記
- 見込み日数・見込み率に根拠がある（住民アンケートの備蓄率など）
- 対象品目を限定する（食料・水など）

根拠を示せる分のみ減算

論点
1 見込み日数・見込み率の根拠を何で示すか（国が標準値を示すか、自治体が調査で設定するか）
2 避難所避難者を中心に避難所外避難者も考慮する前提で、避難時の持参分を減算に含める考え方でよいか

減算要素の考え方 ④ 協定（Q_4） 官民連携

企業が確保すると協定に明記した在庫の数量は条件付きで差し引く。数量の約束がない協定は原則含めない

基礎計算式 $Q_i = N \times C_i \times (D_{base,i} + D_{add}) \times 補正 - Q_{red,i}$

$$Q_{red} = Q_1 + Q_2 + Q_3 + Q_4 + Q_5$$

対象となる協定

原則対象外 **物資調達協定（数量の約束なし）**
企業ができる範囲で供給する協定。数量・到着時期の約束がない

条件付き **流通在庫活用（数量の約束あり）**
例：広島県×日清食品。企業の在庫の一部を自治体用に確保し、普段は商品として入れ替える

アンケート：流通備蓄の協定は市区町村の74％が締結。ただし平時から数量を確保している協定は1割程度

減らす量の見込み方

Q_4 ＝ 協定で確保を明記した数量
（数量の約束がない協定も含める場合は × 算入率）

在庫量は変動するため、協定に「常に確保する量」として書かれた数量のみを用いる

例（仮）：飲料水、避難者1万人、1人1日3L、3日分

必要量：1万人×3L×3日＝90,000L
・協定に「常に10,000L確保」と明記 → **含める**
・数量の約束がない協定 → 0として計算
Q_4＝**10,000L**
市が自ら備える量：90,000－10,000＝80,000L

減算の条件（案）

- 確保数量・優先供給・輸送を協定に明記
- 企業の倉庫が同時に被災しにくい場所にある
- 訓練などで実際に届くことを確認

👉発災時を想定した条件（数量・到着時間の実測など）での訓練で、期日までに届くことを確認等

要議論

論点
1 数量の約束がない協定を減算に含めるか（含めない／一定割合で含める）
2 在庫量が変動する流通在庫活用で、確保量をどう確認するか（報告・訓練など）
3 協定で、費用（有償・無償）・配送の負担者・小さな市町村への供給の優先順位を決めておくか

減算要素の考え方 ⑤ 契約（Q_5） 官民連携

災害時に引き渡す数量が契約で約束されている分は差し引ける

基礎計算式 $Q_i = N \times C_i \times (D_{base,i} + D_{add}) \times$ 補正 $- Q_{red,i}$ の減算部分（Nは変えない）

$$Q_{red} = Q_1 + Q_2 + Q_3 + Q_4 + Q_5$$

対象となる契約

対象 **自治体の倉庫を使う契約**
例：横浜市×スギHD。自治体の倉庫に企業が商品を置き、定期的に入れ替える

対象 **引き渡す数量を事前に決めた契約**
例：西宮市×良品計画。災害時に引き渡す数量・条件を契約で決めておく

※企業備蓄（自治体が購入した物資を企業に預け、販売しながら数量を保つ。例：サツドラ）も含む

減らす量の見込み方

Q_5 ＝ 契約で約束された数量

入れ替えの時期も、数量が保たれていることが前提

例（仮）：飲料水、避難者1万人、1人1日3L、3日分

必要量：1万人×3L×3日＝90,000L
・引き渡す数量を決めた契約：10,000L
・自治体の倉庫を使う契約：5,000L
Q_5＝10,000＋5,000＝15,000L
市が自ら備える量：90,000－15,000＝75,000L

減算の条件（案）

- 引き渡す数量を契約で約束
- 保管場所・輸送手段が決まっている
- 入れ替えの時期も数量が保たれる

減算可

論点
1 企業の倉庫が被災地内にある場合も、全量を減算してよいか
2 自治体の倉庫に置かれた企業の商品（横浜市の例）を、自治体の備蓄として数えてよいか

【参考資料】流通備蓄の事例（検討会資料抜粋）

掲載と簡単なご説明を
各社に依頼

自治体備蓄においてリスク分散や更新コストの削減などの効果が期待される流通備蓄は、必要備蓄量の減算要素となりうるか。

＜流通備蓄の事例＞

プレスリリース資料より

	CASE1 災害救助に必要な物資の調達に関する協定 広島県 × 日清食品株式会社	CASE2 災害時における備蓄物資確保等に関する協定 横浜市 × スギホールディングス株式会社 ※協定に基づき、市が保管料を負担するため【契約】の側面もある
保管場所	● 企業が県内の倉庫に保管する流通在庫の一部	● 市が管理する備蓄庫に企業の商品を設置
対象品目・数量	● 即席麺 5万食 ● 割箸 5万膳	● 子ども用おむつ 約22,000枚 ● 高齢者用おむつ 約10,000枚 ● 生理用品 約52,000枚 ● 口腔洗浄液 約306L ● トイレパック 約2,000個
数量の担保	● 品目・数量・保管場所を協定に明記（県方針）	● 品目・数量は市と企業が協議して決め、設置時に確認書を作成
平時の更新	● 流通在庫として企業の通常の商流で回転	● 原則1年で企業が商品を入れ替え

流通備蓄を減算に算入する条件などの詳細は、「官民連携・都道府県と基礎自治体の役割分科会」にて議論を予定。

減算の考え方のまとめ（Q_1～Q_5）

必要備蓄量から差し引く量 Q_{red} ＝ Q_1（県の割振り）＋Q_2（市町村間）＋Q_3（住民備蓄）＋Q_4（協定）＋Q_5（契約）

減算要素	対象となる連携（例）	扱い（案）	減算できる条件・理由
Q_1 県の割振り	品目・数量で分担（鳥取県）	条件付き	品目・数量を県と事前に合意した分
	割合で分担（大阪府・和歌山県）	上限あり	県が実際に持っている量の範囲内
	交付金等で支援（静岡県）	対象外	物資は市町村のものなので市町村の備蓄として数える
Q_2 市町村間	県内の離れた市町村・県外の市町村との協定	条件付き	同時に被災しにくく、品目・数量を協定に明記
	近隣の市町村との協定、数量・時期の定めがない広域応援	原則対象外	同時に被災しやすい／数量・到着時期の定めがない
Q_3 住民備蓄	地区・自主防災組織の備蓄	条件付き	地区防災計画などに明記された数量
	避難者（避難所）持参分	根拠がある分のみ	住民調査等で見込み日数・見込み率に根拠がある
Q_4 協定	物資調達協定（数量の約束なし）	原則対象外	数量・到着時期の約束がない
	流通在庫活用（例：広島県×日清食品）	要議論	確保する数量を協定に明記し、輸送・立地の条件を満たす分
Q_5 契約	自治体の倉庫を使う契約（横浜市×スギHD） 引き渡す数量を事前に決めた契約（西宮市×良品計画）	対象	引き渡す数量を契約で約束した分
対象外（別枠）	帰宅困難者対策（東京都）	別に整理	対象は帰宅困難者で、避難者の必要量とは別

論点

どの連携も「協定があるか」ではなく「期日（発災～3日目）までに確実に届く数量を示せるか」で判断する

官民連携分科会

今後の進め方・委員の皆様へのお願い

今後のスケジュール

10/30	11月上～中旬	11/19	11月下旬	12月上旬
分科会 第1回（本日） 現状と論点の整理	**分科会 第2回** 条件の具体案・役割分担案の検討	**検討会 第2回** 分科会の中間報告	**分科会 第3回** モデルケース集・型の整理	**検討会 第3回** 分科会の最終報告・確定

※議事概要は委員の皆様にご確認いただいたうえで、内閣府防災のホームページに掲載します。日程は別途ご連絡します。

委員の皆様へのお願い（宿題）

- **減算の条件案へのご見解**　数量の確約、引渡し時間、輸送手段、同時被災リスクなど（Q1～Q5）